

令和3年第2回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

5月10日(月)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○出席議員	2
	○欠席議員	2
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
	○職務のため出席した事務局職員	2
	○開会と開議の宣告	3
	○会議録署名議員の指名	3
	○会期の決定	3
	○諸報告	3
	○一般質問	5
	○閉会中の継続審査	24
	○閉議と閉会の宣告	25

令和 3 年第 2 回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和3年第2回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和3年5月10日（月曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第4 一般質問

第5 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	石原茂	議員	2番	野本一幸	議員
3番	小池貴訓	議員	4番	駒牧容子	議員
5番	田辺淳	議員	6番	吉田武司	議員
7番	内山恵子	議員	8番	齊藤克己	議員
9番	猪原陽輔	議員	10番	赤松祐造	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

富岡勝則	副管理者
望月貢市	会計管理者
奥山寛幸	事務局長
紺清公介	事務局次長
福島達也	施設課長
高野晴之	施設課専門員

職務のため出席した事務局職員

鈴木恵一	書記長
嶋田裕樹	書記
新川誠	書記
芝垣真人	施設課主任

午前10時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○石原 茂議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第2回朝霞和光資源循環組合定例会を開会します。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより直ちに会議に入ります。

ここで皆様にお諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、本日の会議は新型コロナウイルス感染症対策の一環としてマスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことといたします。

◎会議録署名議員の指名

○石原 茂議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

4番、駒牧容子議員、9番、猪原陽輔議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○石原 茂議長 次に、日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎諸報告

○石原 茂議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

監査委員から令和2年度1月分、2月分、3月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。御了承願います。

また、本日、議会運営委員長から、令和2年10月27日の申合せ事項の「一般質問の締切りは、土日を含めず開会日の7日前の午後3時とする」を「一般質問の締切りは、土日祝日を含めず開会日の7日前の午後3時とする」と、「祝日」の文言を追加し、申合せ事項を変更する旨の報告がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の報告のとおり、一般質問の締切りは、土日祝日を含めず開会日の7日前の午後3時とすると文言を修正し、申合せ事項を改めることに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石原 茂議長 挙手多数です。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、一般質問の締切りは、土日祝日を含めず開会日の7日前の午後3時とすることとし、申合せ事項を改めることと決しました。

次に、管理者報告について、管理者職務代理者の富岡副管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

富岡副管理者。

○富岡勝則副管理者 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第2回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御多用のところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、5月8日付で和光市の松本市長が辞任したことによりまして、当組合の管理者が不在となったことから、朝霞和光資源循環組規約第10条に基づき、副管理者が職務を代理することとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和3年2月から4月までの組合事務について御報告申し上げます。

初めに、総務関係でございますけれども、例月出納検査を毎月実施いたしました。また、地方自治法施行令168条の4及び会計規則に基づき、指定金融機関の定期検査を2月に実施しております。

令和2年度第1回公平委員会臨時会を3月に開催し、委員長の決定及び委員会規則等を制定いたしました。

4月27日には、3件の業務委託の入札を行い、ごみ広域処理施設建設用地測量業務委託は、埼玉コンサルタント株式会社朝霞支社、ごみ広域処理施設建設用地地質調査業務委託は、八千代エンジニアリング株式会社関東センター、ごみ広域処理施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託は、エヌエス環境株式会社東京支社が落札をいたしました。

次に、施設関係でございますが、令和2年度に実施したごみ広域処理施設建設予定地地歴調査等業務委託が完了しております。

また、4月28日に行われたごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザルの選考結果について報告をいたします。

3者からの応募があり、契約候補者は、株式会社エイト日本技術開発北関東支店、次席者は、パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所に選定されました。

以上簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

以上です。

◎一般質問

○石原 茂議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は1名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

それでは、田辺議員、通告書に従いお願いします。

○田辺 淳議員 一般質問を行いますけれども、ちょっと質問をする相手として、管理者が急遽辞職されたということで、そのことは、ちょっとやはりはしごを外された感が否めないもので、特に、今回質問する内容とも絡みますけれども、やはり組合の体制が非常に弱いと、職員の体制が弱いという中で、いろいろなそれぞれの2市が持っている人的な資源というか、そういうものをもっと有効に使うような手だてをしていかないと、和光市さんが今回、市長辞職になったいきさつというのも、職員の元部長のお金の使い込みなり詐欺なり、そういったことがきっかけになっていると思うので、架空のお金の支出というものを行って、それが担当の職員も分かっていたかどうかともわかりませんが、なかなか内部での公益通報というものも機能していなかったということで、かなり時間がたつての発覚ということで、そ

れが今回の和光市長の辞職ということにもなったでしょうし、結局それが今回、この朝霞和光の資源循環組合の管理者も同じ和光市長ですから、そういう意味で、今回議会が開かれたわけですが、開かれたいきさつとして、定例会の招集権者は当然管理者で、その管理者は4月21日に招集、5月10日ということ招集されているわけですが、辞職を表明されたのは4月12日です。辞職を表明されてから、その後4月21日付で議会の招集をかけるということはどういうことなのか。そういうことはもう少し議会に対してちゃんと全協を開くなり、管理者が辞められるに当たっての説明を我々にもしていただきたい。和光の議会のほうでは、そういったことはあったかもしれませんが、資源循環組合に関しても、同じ一部事務組合として管理者の責任というのを我々はちゃんと伺っておきたいし、その先の対応というものをどうされるのかということとは本当は私たちが直接確認をさせていただきたかったということをもっと最初に申し上げておきたい。

組合の体制について、まず1点目です。

例規。条例だとか規則だとかいろいろと設定がされて、ホームページ上では公開をされ始めているわけですが、この間の例規の整備状況と、そのされたものをやはり我々に報告するべきではないのかな。どんな規則がつけられましたというものに関しては、この間何ができたというものに関して、ちゃんと我々に示すべきではないのかなということをもっと申し上げておきたい。今後はそれをどうされるのかということも併せてお伺いしておきたい。

それから、当然、条例以外の部分に関しては、執行者の中で対応されているわけですが、その改正に当たっても、改正したのに関して、それを改正しましたということもやはり我々に説明をしていただかないと、いつの間にか内容が変更されてしまうということがあってはいけないと思いますので、それに関してもちゃんとした対応はされるのかどうかを確認しておきたい。

それから、会計ですね。これ、朝霞和光資源循環組合会計規則というものが一応つけられているわけですが、それに絡んでですが、和光市さんのホームページ上では、新組合設立に伴う財務システム等整備業務委託公募型プロポーザルを実施しましたということで、2020年5月の末ですか、プロポーザルを行いましたというのがありました。ですから、これは組合設立前なんですけれども、これ、プロポーザルを行われたんですか。それで結果として出ているんですか。ホームページでこれをクリックしても、内容が全く出てこないんですね。先ほどの話じゃないですけど、ちゃんと事業として実施されたものなのかどうか。こういったことがもしかしてあり得るんだなということが今回の和光市さんの事件で私は認

識しましたので、ちょっと確認をさせていただきながら、一応会計の規則で、いろいろと支出、結局一番気になるところは会計管理者の代行の部分ですね。一応会計規則とともに、朝霞和光資源循環組合会計管理者事務決裁規程というものを設けているけれども、会計管理者事務決裁規程と書いてありながら、内容は決裁事項として、総務課長は次に掲げる事項を専決することができる、と、総務課長のことが書いてあって、あと代決として会計管理者が不在の場合は総務課長がその事務を代決することができる。総務課長が不在の場合は、総務課長の指定した者がこれを代決することができる。こんな表現になっていて、会計管理者事務決裁規程と書いてありながら、会計管理者の事務決裁の内容は全然触れられていない。会計管理者の内容が実際は総務課長に委ねられると、そういう表現になっている。ただでさえ人が少ないところで、一応会計管理者を外から、外からというのは和光市朝霞市、朝霞市の会計管理者が今配置されているわけですがけれども、実際のところ、今、朝霞市から派遣される会計管理者が一体どんな仕事をされるのか、かなり代行して総務課長がやれるような形になってしまっている。こんなんで大丈夫ですか。非常に私は和光市の事件を知るにつけ、不安がよぎるんですけれども、その点を確認します。

それから、3点目ですけれども、契約に関してです。

一応これも、契約も朝霞和光資源循環組合契約規則という形でありますけれども、これで、この間、朝霞和光のこの資源循環組合で契約した内容というものと比較しながらの話にもなるんですけれども、1つは随意契約、この規則の中には、地方自治法の施行令に即した形で、ただ随意契約ができるものとして例えば工事、または製造の請負130万円とか、財産の借入れ80万円とか、それぞれの具体的な数値以下のものであるならば、随意契約はいいですよと表現をされていて、地方自治法上は随意契約をしてもいいものがかなりどんどん緩んできているというのがあって、それがプロポーザルというのも1つの方式になってきているというのはありますけれども、もう一度事務方に確認しますけれども、プロポーザルも随意契約だと。この随意契約に関しては、施行令の一体何に基づいて、どこの部分、具体的に読んでいただいて、どの部分に基づいて、この間プロポーザルを行っていますよということをおっしゃっていただきたい。

例規に関してもプロポーザルでやられたわけですがけれども、これに関しては、具体的なプロポーザルの経過報告は全くホームページ上にも載っていませんけれども、少なくともプロポーザルをやるに当たっては、そういった経緯を載せるのが一般的なやり方だと私は認識していますけれども、これに関しても、前回もそれにちょっと触れましたけれども、もう一度

確認をさせていただきます。

それから、あと指名競争入札を今回4月も3つやって、報告は先ほどされていましたが、やっていますけれども、指名委員会はあるんですか。指名競争入札に関して、指名委員会の規定とかそういうものがこの規則の中に入れられているのかどうかちょっと確認しながら、どうやって誰が指名したんですか。ちょっと確認をしたい。

プロポーザルに関しては、後で具体的な、今回一番重要な基本計画の策定の業務のプロポーザルをされているので、その部分に関してはまたお伺いしますが、契約に関しては、取りあえずその公明正大、適正な契約のための留意事項ということで、ちょっとお伺いしておきたい。

次に、検査ですけれども、一般的には工事検査ということになりますけれども、これからかなり大規模な工事にかかってくるに当たって、職員の体制なり研修なり、その点に関しては大丈夫なのかなということで、検査の内容だとか判定の仕方だとか、そういった具体的なものに関して、職員の資質、あるいは研修がこれから十分行われるということなのか、あるいは外から検査委員を特別な方も含めて配置をされるのか、その点に関してはどういった対応をされるのか、今後のことをお伺いしておきたい。

それから5点目ですけれども、監査、監査の具体と報告等と、報告に関しては、今日一応出納報告されたので、それはそれで、1つ今後はそれはそれでやっていただかなければいけないというふうに思います。結局、議会の事務局と同じで、監査も普通だと役所の中に監査の事務局を置くので、実際チェックする立場と執行する立場とがごっちゃに事務局の中で全て、議会の事務局も含めて全て担っているという、まだ8人なのかな、職員の体制を教えてくださいながら、一応11人まで入れる形にはなっていますけれども、今どういう体制で今年度始まっているのかも教えてくださいながら、監査の体制に関しては、どなたが監査事務局の立場に立たれているのかも教えてください。一応議会の事務局に関しては、最初に私のほうで申し上げた中で、一応議会のときだけは分けるというふうにされていますけれども、監査に関してはどういう対応をされるのか。

結局、先ほどの会計管理者での支出の命令等、それからそれを決定する立場と、両方が何か区別が全然つかないような状況だということもそうですし、監査も含めてみんな同じ内々、少ない人数の中で対応されるということになると、非常にそこは私は危険な、大所帯の役所であったっていろいろな問題が起こるわけで、これから先、どんどん大きな支出が膨らんでいくというこの事業体、組合ですから、この部分に関しては、十二分なほどしっかりと

体制を取っておかないとまずいのではないかということを私は強く申し上げたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

6点目の公文書ですけれども、これはやっぱりどこも役所の中では文書の主任を置いたりとか、あとは文書の管理ということ、それから保存の年限だとかということが出てくるわけですけれども、この点、保存の内容に関しては、保存年限だとか基準というのは、一応位置づけられてはいるわけですけれども、ただ、例えば、契約書等で特に重要なものに関して、保存年限はどうなっているのか。あと、ファイル基準表原本そのものも保存年限としてちゃんと10年以上の、朝霞のものを見ますと、今言った契約書等で特に重要なもの、あとファイル基準表原本、市政情報課所管のものという形になりますけれども、こういったものも一応10年以上の永年保存という形に朝霞の文書の規程の中ではなっているんですけれども、こちらの朝霞和光資源循環組合の取扱規程の中では、それは入っていないようなんですけれども、その点、いかがですか。

やはり特に契約書なんていうことになると、どの程度重要かということになりますけれども、私は基本的にこういった小さな組合の中で支出する契約、いろんなものがあるというのは間違いなくありますけれども、議会で報告されるレベルのものはみんな重要な契約ではないかと思えますけれども、その点確認をしたい。

それから、財産に関して、現状をもう一度ちょっと洗って、今どんな財産をこの組合が持っているのかと。今後取得するだろう財産は何なのかということに関して、これももう一度確認をしたいと。これはこれでいいです。

それから情報公開に関しても、窓口体制だとか会議の公開ということでは質問も何度かしたと思えますけれども、この点確認をしながら、例えばプロポーザルの企画提案書に関して、一般的にそれが選ばれた、最終的に決定をしたものに関しての企画提案書に関しては開示をされることを前提でいいのかどうか。それ以外に関しては、何かなかなか難しいというような話も聞こえますけれども、その点ちょっと確認をしたい。

それから、市民参加。その具体に関して、今後どんな市民参加があり得るのかを、これも前回も伺っていますけれども、確認をさせてください。

ごみ処理施設の検討委員会について、その位置づけと、それから策定の業務を担う事業者選定を委員会立ち上げして行うことの原因をお伺いします。それから、その選考とスケジュールをお伺いします。

それから、施設整備基本計画の委託プロポーザルについて、その実施内容と予定価格の積

算、業務委託内容に関してお伺いをします。

それから、施設整備基本計画等に関して、基本計画、その具体と内容。和光市の旧施設解体、その具体と内容、PFI等、その導入等、事業者選定、その方法等、費用等、その具体等、今後のスケジュール等について予定される事業、中長期のスケジュール等をお伺いします。

すみません、終わります。

○石原 茂議長 それでは、田辺議員の質問に対する答弁を願います。

紺清事務局次長、答弁願います。

○紺清公介事務局次長 発言事項1、組合の体制について御答弁申し上げます。

1点目の例規の整備状況でございますけれども、令和3年度から例規システムを導入し、組合ホームページを通じて公開してございます。現在、本組合の例規集に登載されている条例規則は、条例が31件、規則、規程等が58件、規約が1件となっております。改正した内容等につきましては、順次ホームページにアップして、皆様のほうにお知らせしていく考えでございます。

2点目の会計処理につきましては、会計規則に基づき、支出に係る事項を調査及び確認した上、会計管理者等に支出命令を行っております。会計事務に関しましては、不明な点等がある場合は、会計管理者や構成市の会計担当に相談し、事務を進めているところでございます。また、会計管理者事務決裁規程において、総務課長の専決ということで1件100万円未満の支出行為の確認に関する事、また報酬、給与、職員手当、共済、賃金等々、その辺の審査及び支出に関する事というのがありますので、例えば会計管理者に100万円以上の支出行為に関する事は会計管理者のほうの決裁が必要ということで進めてございます。

3点目の契約につきましては、地方自治法及び契約規則に基づき、適正な契約事務に従事しているところでございます。契約に関して不明な点等がある場合は、構成市の契約担当に相談し、助言をいただきながら事務を進めております。また、プロポに関する施行令のどこかという話なんですけれども、施行令の第167条の2第1項第2号において、組合のほうでガイドラインを設けております。その中でコンペ、プロポーザル方式に競争ないし比較競技により契約の相手方をあらかじめ特定している業務というふうになっておりますので、これに基づいて事務を進めてございます。

4点目の検査の職員の体制につきましては、工事検査規則に基づき、130万円以下の工事等の検査員は工事主幹課長、130万円を超える工事等の検査員は総務課長と規定をしております。

ます。また、その辺研修等の実施の予定はございませんけれども、構成市の検査担当の助言等をいただきながら、研さんを積んでまいりたいと考えてございます。

5点目の監査につきましては、地方自治法に基づき決算審査及び定例監査を実施し、組合議会定例会において報告してまいります。また、例月出納検査を毎月実施しており、監査委員による組合の出納処理をチェックしていただいております。検査報告につきましては、組合議会定例会において資料の配付を実施しております。また、役割でございますけれども、監査委員の事務局長としては総務課長が兼任してございます。その中で、組合の体制でございますけれども、まず、事務局長、次長兼総務課長、総務課2人、施設課4人、合計8人、そういう体制で今、組合の事務に従事してございます。

6点目の公文書等の管理につきましては、組合で発生する公文書は公文例規程に基づき作成しており、文書取扱規程に基づき、ファイリングキャビネットで保管してございます。

ファイル基準表の原本または契約書の保存年限でございますけれども、こちらのほうは、先ほど申し上げました文書取扱規程にうたわれている保存年限に準じて保存を決めていきたいと考えてございます。また、先ほど言った重要な工事の契約につきましては、その辺はなるべく長い間、永年とか10年保存とか、その辺は内容によって検討してまいります。

7点目の財産につきましては、現在、組合で保有している財産は、公用車及びパソコン、複合機などの機器類となります。今後想定される財産としましては、施設整備に伴い、建設用地やごみ処理施設などとなると想定してございます。

8点目の情報公開につきましては、組合設立当初よりホームページを開設し、組合の組織体制や組合議会の会議録、ごみ処理広域化事業などを掲載し、住民の方々に情報の提供を行うとともに、逐次内容の充実に努めているところでございます。また、構成市の広報紙を活用し、組合の予算決算の状況や組合事業等について公表してまいります。

また、プロポの企画提案書もその対象になるのかという話でございますけれども、そこは企業の秘密、独自提案の企業努力の内容になりますので、そこは公表しない考えでおります。

9点目の市民参加につきましては、組合において構成市の条例や要綱等を参考にし、住民参加の推進等に関する要綱を規定しております。具体的には、住民政策提案やパブリックコメント、住民説明会、審議会などへの住民参加を定めた内容でございます。

以上でございます。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 それでは、発言事項の2、ごみ処理施設建設検討委員会について御答弁

申し上げます。

まず初めに、ごみ広域処理施設建設検討委員会の構成につきましては、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第3条の規定に基づき、識見を有する者、住民代表、その他管理者が認める者としております。また、委員の選出区分につきましては、学識経験者、埼玉県、組合議会議員、構成市職員、自治会関係者、公募市民、関連団体からの選出をお願いしたいと考えており、今後、各団体へ依頼させていただく予定でございます。なお、公募市民については、構成市の5月広報において募集の記事を掲載させていただいたところでございます。

次に、建設検討委員会の役割につきましては、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第1条の設置目的のとおり、ごみ広域処理施設の整備に関し調査研究及び検討を行うものとしており、第2条では、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について必要な検討を行い、管理者に答申するものとしております。

次に、計画策定業務を担う事業者選定を委員会立ち上げに先行して行うことの原因についてお答えします。

先般、公募型プロポーザル方式にて事業者選定を行いました。ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託では、施設整備基本計画に関連する各種業務との連携や都市計画手続など、実施予定時期も踏まえた中で、建設検討委員会や令和4年度以降に設置を予定している事業者選定委員会の運営計画についても提案をいただくものとしているため、施設整備基本計画の策定主体となる当組合において、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等支援事業者選定委員会を設置いたしまして、第1回建設検討委員会に先立ち、支援事業者の選考を行ったものとなっております。

続きまして、発言事項3、施設整備基本計画策定等業務委託プロポーザルについて御答弁申し上げます。

1点目のプロポの実施内容につきましては、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領を定め、見積書による価格審査のほかに、企画提案書の書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価により契約候補者と次席者を決定するものでございます。また、令和3年度からの検討を早期に開始できるよう、令和3年2月18日にごみ広域処理施設整備基本計画策定等支援事業者選考委員会を設置し、選考委員には構成市の職員を委嘱するなど、協力をいただきながら、契約準備行為として計画策定等支援事業者の選考手続を進めてまいりました。本プロポーザルでは、選考委員会で審議し

た審査基準をあらかじめ公表することや提案審査と価格審査の独立性を確保するほか、事業者選考に当たっては提案者の匿名性に配慮するなど、客観的かつ公平な審査となるよう配慮して実施いたしました。

2点目の予定価格の積算根拠につきましては、国が示している技術者単価や経費率の考え方を採用して積算しております。

3点目の業務委託の内容につきましては、広域処理施設整備基本計画の策定及び旧ごみ焼却場の解体基本設計のほか、PFI等事業手法の検討から整備運営事業者の選定支援に至るまでの包括業務となっております。これらの業務については、構成市にとっても類似業務が少ない中で、廃棄物処理施設の整備検討における技術的知見やPFI等の導入検討における経済性及び法的課題に関するノウハウを有する事業者の支援を受けることが必要であると考えております。また、当組合としましても、技術的支援を受けながら将来における両市のごみ広域処理体制を見据え、積極的に検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、発言事項の4、施設整備基本計画等についてお答えします。

1点目の基本計画につきましては、朝霞市、和光市で令和2年5月に策定しましたごみ処理広域化基本構想における広域処理施設の計画条件を精査し、処理方式を含むプラント設備の仕様及び土木建築基本構想等について具現化してまいりたいと考えております。また、ごみ処理広域化基本構想で整理した余熱利用構想及び地域貢献のうち、要求水準書へ反映する内容について必要な検討を行ってまいります。余熱利用につきましては、発電による電力事業者への売電を想定しておりますが、電力事業者との接続検討に係る事前協議を行い、確実な事業スキームの構築を図ってまいります。基本計画を踏まえまして、広域処理施設の建設工事に関する参考見積書を作成した後、複数のプラントメーカーを対象にヒアリングを実施し、見積りを徴収してまいります。その結果を踏まえて、従来方式で広域処理施設の整備運営事業を実施した場合の概算事業費を設定いたします。

2点目の和光市旧施設解体につきましては、解体工事設計の基礎資料となることを目的に、旧ごみ焼却場におけるダイオキシン類、アスベスト等の調査、分析を行い、その結果を基に隔離養生対策を検討いたしまして、その対策を踏まえ、解体工事、基本設計書の作成のほか国へ提出する財産処分申請図書の作成を行ってまいります。

3点目のPFI等につきましては、事業方式として従来方式、PFI等事業方式のうち、適用可能な事業方式を抽出し、その結果を踏まえまして、事業範囲やリスク分担、事業期間の検討を行った後、財務シミュレーションを実施し、VFMの算出を行ってまいります。

4点目の事業者選定につきましては、実施方針等を公表した後、質疑回答を経て募集書類を作成し、整備運営事業者の募集を行ってまいります。選定方法については、事業者選定委員会を設置し、そこでの審議結果に基づき、事業者と仮契約を締結し、議会へ上程してまいります。

5点目の費用等につきましては、施設整備による効果を明確にし、事業の信頼性、透明性を高めることを目的として、事業者の選定後に費用対効果分析を実施するものとなっております。広域処理施設整備運営事業に対する投資額を費用、いわゆるコストですね。整備の結果得られる効果を便益、これをベネフィットとして、費用便益比、いわゆるB/Cと言われるものなんですけれども、これを求めます。この費用便益比が1を上回れば、投資額に対する効果が発揮され、事業を実施することに優位性が見いだせることになっております。

最後に、発言事項5、今後のスケジュール等について御答弁申し上げます。

本組合が進めるごみ広域処理施設整備事業については、ごみ処理広域化基本構想に掲げておりますとおり、令和10年度の新設稼働を目指しておることから、まずは、令和5年度末までに整備運営事業者との契約が締結できるように取り組んでまいります。令和5年度までの取組事項としましては、令和3年度から令和4年度にかけて、施設整備に必要となる各種調査業務として、測量、地質調査、土壌汚染状況調査のほか生活環境影響調査を行い、ごみ広域処理施設建設検討委員会での検討を重ね、施設整備基本計画を策定してまいります。また、並行しまして、プラントメーカーへのヒアリングや市場調査などを実施することで、競争性が確保できる事業方式や発注仕様について検討を進めてまいります。令和4年度後半から令和5年度にかけては、新たな事業者選定委員会を設置しまして、落札決定基準等の検討や事業者提案の審査、提案者へのヒアリングなどを行って、令和5年度中の契約締結に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○石原 茂議長 紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 すみません、答弁漏れでございます。

例規整備の関係でございますけれども、新組合設立に伴う例規整備業務委託、こういった協議会で行った業務は、随意契約で行っております。また、契約の関係で、指名委員会の件でございますけれども、こちらは組合競争入札等業者選定委員会要綱に基づき、選定委員会において委員長は事務局長、委員は次長と施設課長、3人で業者の選定を行いました。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

○田辺 淳議員 答弁漏れで、さっきの財務システムのプロポに関してはどういう、実際には出来上がっているものなのかどうか。プロポーザルが行われて、それはこの組合で使われているものなのかどうか。

○石原 茂議長 紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 財務会計システムは、プロポーザルで実施いたしました。

以上です。

○田辺 淳議員 使われているんですか。

○紺清公介事務局次長 現在、使っております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 最初に、組合の体制でいろいろと伺ったは何ったんだけど、会計だとか監査だとかに関して、会計管理者がいるにもかかわらず、なぜ紺清さんがお答えするの。

会計管理者がいるんだ、会計管理者がまず答えるのが筋じゃないですか。言うならば、会計管理者は収入役の立場ですよ。特別職だったわけです、かつてはね。今は違いますけれども。そこら辺をちゃんと分けて対応していただかないと、そこら辺全てあなた方は、ありとあらゆる部分をごっちゃになっているので、議会对応と監査というのは、だってあなた方がやったことをチェックする立場ですよ。だから、答えるに当たって、そこら辺、やはりちゃんと会計の支出に関してだって、先ほど150万円とか100万円とかという話をしていましたけれども、まずそこら辺の対応に関して、ちゃんと区分け、整理をしていただきたいということをまず申し上げておきたい。

例えば、契約に関しても、何か組合のガイドラインとかいう話をおっしゃっていましたけれども、ちょっと具体的にどこかに載っているんですか。ホームページ上でそれは載せているんですか。ないのだったらいただきたい。これは先ほど要綱ということも幾つかおっしゃっていたけれども、例えば選定委員会だとか、これからもつくるであろうものに関して、何か具体的に要綱をつくっているのかな。それに関して、本来、条例上の検討委員会というものがつくられることになっていながら、それが一向にできないで、何か事務方のレベルで委員会をいろいろとつくって、あるいはプロポーザルの選定委員会も、具体的にはどなたが選定に立ち会われたのか私は聞いていませんけれどもね。それに関して全て何か要綱があるんですか。あるのであれば、そういうのを全て公開した上で物事を進められるのが筋じゃ

ないですか。

とにかく私は組合の体制に関して、いろんな契約行為をこの間もやっているわけだし、まだ不備がいっぱいあるのはやむを得ない部分がありますけれども、それを是正していただくという意味でも、その体制に関してきっちりと整えていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、公文書に関して、先ほどちょっと何か私がお伺いしたのは、朝霞和光資源循環組合文書取扱規程というものを見ますと、別表第2で、永年保存というのは11年以上永年保存となっているものの中に、先ほど聞きましたけれども、契約書等で特に重要なものとかファイル基準表原本というものは、朝霞の文書規程の中にはあるんですけども、この中には入っていないので、どこにあるんですかと。何かごちょごちょと濁すような答弁をされていますけれども、載っていないものは載っていないので、載っていないものを是正されるのだったら是正すると言っていたきたい。

それから、情報公開に関して、企画提案書に関して企業秘密だからとか言って、あなた方誰の立場で物を言っているんですか。市民目線で非常に莫大なお金が支出されるもの、それを随意契約で行うわけですよ。その随意契約で行うに当たって、客観的にそれぞれいろんな企画提案書を出されました。こんないい内容だったからこの事業者を選びましたと、それを示さないで、企画提案書の内容を示さないなんて、そんなことあっていいんですか。何でそんなことを平気で言えるのかな。あなた方がつくったんだと思いますけれども、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託の公募型プロポーザル実施要領の最後に、企画提案書に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。それはいいですよ、著作権はね。ただし、契約候補者として選定された企画提案及び成果品の著作権については、組合に帰属するものとするを書いてあるじゃないですか。組合に帰属するものが何で公開できないんですか。これ、あなた方がつくった実施要領じゃないんですか。

少なくとも選ばれた候補者というか、実際に随意契約で相手方として選ばれた、そのほかの選ばれなかった企業の企画提案書も私は公開すべきだと思うけれども、それは一応それぞれの事業者の著作権の帰属はそちらにありますよと。だけれども、選んだものに関しては、この組合の帰属にすると書いてあるじゃないですか。何で公開できないんですか。どういう根拠でそれをおっしゃっているんですか。組合帰属のものが何で公開できないんですか。

市民参加との絡みでお伺いしますけれども、この次の部分と関連するので、2点目のごみ処理施設建設検討委員会と、これは条例上定めた一番正規のもので、これが本来一番太

い市民参加も含めた、一般的に、議会で選ばれた、議会で選んだわけじゃないけれども、議会で一応定めた正規の検討委員会ですよ。それ以外に、何かいっぱい選定委員会だとか何とか委員会とか内々でいろいろつくられて、それに関しては何も公開もほとんどまだいまだにされずに物事を決められているけれども、本来はこの建設検討委員会、そこにちゃんと市民参加も含めて進めながら、そこをしっかりと情報公開をしながら、ありとあらゆる部分に関してここで決めていくのが筋じゃないですか。

内容的には話は移っていますけれども、その2点目の位置づけ、構成と役割という部分で、何か今後5月の広報が何だとかとお話をされていましたがけれども、今後のいろんな事業者選定に当たっても、またその選定委員会を別につくるとか、何かいろいろとおっしゃっているけれども、なぜこのごみ処理施設建設検討委員会全体の中で物事を進めないんですか。あなた方が何でそれ、全て決めていっちゃうんですか。

しかも、こんな物事をどんどん進められて、基本計画の策定の構想もしかり、計画についても事業者選定までしてしまっただけで、その上で委員の皆さんが新しく選ばれたって、全くついていけないじゃないですか。最初からゼロから、今どんな状況かということ学ぶところから始めて、それじゃ全く機能しないじゃないですか。あなた方だって、そのために建設検討委員会のメンバーにいろいろとレクチャーしなければならないわけですよ。分からないことをいっぱい説明をする、そんな一朝一夕にそんな簡単に理解が進むとは思えないですよ。そういう、この方たちを選ぶ対象の方たちというのは、十分今の動き、この間、資源循環組合が行ってきたことを熟知されているんですか。その前提なんですか。あるいは十分その方たちに説明をする余地が何らかの形でレクチャーをする機会というのは与えられるんですか。

一般的には、委員長になる方とコンサルと、あるいはその先の選定の事業者が何かつながっているみたいな話で、よくごみ焼却場建設に当たっては、いろいろな談合だとか黒いうわさが絶えないものですから、そういう意味ではもちろん注意しなければいけないけれども、さらに不透明な形でいろんな委員会を立ち上げて、その委員会というのは全て市の職員なり内々で固められたんじゃないか、これじゃ、もっとそれ以上に状態が悪くなるんじゃないですか。

議会だって私は非常に今、今回のこの議会の在り方だって、私は非常に不満ですよ。先ほどおっしゃったこと、何で私が一般質問しないと出てこないんですか。文書で出してくださいよ、全て議会に。やっていることを。口頭でこの間の報告をされていますけれども、口頭で報告する内容じゃないでしょう。かなり重要な環境影響評価だとか契約に関して、今回4月の末に行っているわけですよ。ホームページ上で載せたから、あとはみんな議員はそれ

を見るのが当たり前だとおっしゃりたいのかもしれないけれども、市民参加というレベルもそうですけれども、議会に対しても、もう少しちゃんと丁寧に我々にちゃんと報告なりしっかりとしていただきたい。

何よりも今回、管理者がいなくなってしまうという状態というのは、異常な事態だと私は思いますけれども、それでも強引に開いたと。一体どなたが主導権を握って開かれたのかなど、私はちょっと聞きたいわけですがけれどもね。今回の基本計画策定のプロポーザル、一番重要な本施設整備計画の策定業務です。これ策定だけではなくて、具体的に内容としては、次の基本計画と和光市の旧施設の解体とPFI等の導入あるいは事業者選定と、費用対効果と、こういったものも全部検討するということになっている一番重要なものは、当然この間のその前につくられているごみ処理広域化基本構想に基づく、それに基づいて物事を進めていくんだらうとは思いますがけれども、どちらにしても、このプロポーザルに関して、もう一度確認しますがけれども、2月2日の議会のときに、プロポーザルの関係でございしますがけれども、確かに審査の体制というもの、この組織8人しかいない中でやっていく中でどのように客観性を持たせていくかというのはすごい重要な課題だと思いますので、今後の組合の検討課題としていきたいと考えておりますと、これもすごい紺清次長がそういうお答えを2月2日の私の一般質問に対して答えているんですけれどもね。重要な課題だから今後検討していきたいと。何を検討されたんですか。先ほど私伺ったけれども、昨年時点で例規集のプロポーザルを行ったと。それに関しては何の経過報告も何も、どうやってそれを決めたのかということに関して具体的なものとしては全然、随意契約と同じじゃないかということをお私は2月の質問のときもしましたけれども、実際のところ、その後も質問しても、その後何の変更も加えられていないわけですから、その部分に関して。プロポーザルで行いましたと、支出の金額も書いていないと。

今回、このプロポーザルを行いましたと。それで、まだホームページ上で私が見た限りはですよ、今日一応報告はされました、管理者から報告されましたけれども、その事業者が決定したということに関する経緯の説明に関しては何も載っていない状況ですよ。だから、そういう一番重要なものが本来、口頭で説明されましたけれども、議会に少なくともそれは準備して、基本計画策定の事業者がこういう形で決まりましたということを十分準備した上で議会を開くのが筋じゃないかと私は思うんですよ。それぐらいの準備をしてから開いてくださいよ、そんなもの。口頭で話をするようなものではないと思いますよ。

選考委員会ですがけれども、どなたが一体選考されたのか、名前をちょっと出していただけ

ますか。予定価格に関しても、ちゃんと積算の数字をもう少し具体的に出してもらえませんか。一応予定価格7,741万円という形になっていたと思いますけれども、具体的にどういう積算をされて、そういう数字になったのか。

それから、業務委託内容に関しては、次の基本計画等についてということで、これが業務委託内容そのものなわけですけれども、この後、また事業者選定に当たって、選定委員会をというような話を先ほどされていましたが、それは一体何ですか。検討委員会があるわけですね。検討委員会の中で選定だとかそういったものはタッチしないと。何かそれは差し障りがあるんですか。

それから、その後、ちょっとスケジュールに関しても、令和4年から令和5年に新たな委員会とおっしゃっていましたが、そこをちょっと具体的に何の話だか、同じものを指しているのか、ちょっとこの選定委員会と同じ話なのか、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度確認をしたいと思います。お願いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 幾つか質問いただきました。全体の話では、総務課では、議会や人事、給与、財務、監査、契約など多岐にわたる分野が事務分掌として取り決められている状況でございます。組合の限られた職員で事務処理を進めていく上では、構成市のそれぞれの担当者に相談しながら、組合の事務処理を構築している、今はそういう状況でございます。組合が設立して半年たちましたが、適切に事務処理を行う体制に努めてまいりたいと考えております。

先ほどガイドラインの件ですけれども、こちらはホームページには掲載してございません。また、選定委員会、またプロポ、その辺の規約、プロポの事業があるために規約を設けて公表しているところでございます。

公文書に関しましては、保存年限について、こちらとしても、今見直しがあれば、当然そこは改定していく考えではございます。

また、次に、企画提案書の件でございますけれども、こちらは、当然総務課としましては、開示請求の受付という業務がありますので、開示請求があった場合は、その担当のほうにそれを渡して、その内容で開示できるかできないかというのを判断していただきたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、契約の関係についてお答えします。施設整備基本計画の契約の相手方の選定につきましては、確かに施設整備基本計画検討委員会というのを設けております。検討委員会の目的というのは、本来は基本計画というのは、検討委員会の中で、市民参加も含めまして御意見をいただいた上で、作成していくべきものなんですけれども、その原案というのは専門的な部分も多くございますので、そこら辺は民間の力、業務委託を使って原案を作成していかなければならないということで、本来の組合でやるべき事務の一部を業務委託により行わせているということで、そもそも契約に関しては契約規則、地方自治法施行令等に基づいてやっています。そこら辺は組合の業務ということで、規則だとか要綱に基づいて組合の権限として契約の相手方は決めさせていただいております。

ただ、今後、施設を整備だとか運営する業者を決める段階になりますと、事業者選定委員会も設置してまいります。そこで、いろいろ入札説明書だったり要求水準書だったり契約書案であったり、そこら辺の内容がよろしいかどうかというのは、そこら辺のところを踏まえて、今後は契約をしていくという形になっております。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 建設検討委員会の中で全てを決めていけばいいのではという御意見という御質問があったんですけれども、建設検討委員会の中では、あくまでも施設の仕様等に関して決めていく組織になっていきます。その中で参考見積り等も併せて、こういったものができるというものを有識者を踏まえて検討していく組織です。その後に、事業者の選考をするための委員会を令和4年度後半から5年度にかけて行うんですが、これに関しては、もちろん建設検討委員会のメンバーに入っている方も、そちらに引き継がれる方も、全部ではありませんがいらっしゃると思います。そういった内容も、きちっとそちらの選考委員会のほうには引き継いでいきます。そういったことの支援業務も含めて、今回請負ったコンサルのほうで支援等を行いながら、要は先ほど御心配されていた、きちんと必要事項が引き継がれるのかということに関しては、漏れがないように引き継いでいくものと考えております。

この建設検討委員会のほうは、公募市民等も含めた公の組織として話合いが行われていきますけれども、事業者選考するための委員会は、メンバー等に関しても公表をすることはいたしません。というのは、プラントメーカーとかそういったところからの何か接触があったりとか、透明性、公平性が確保されないような事態が起きないためにも、事業者が最終的に決定するまで、このメンバーの公表というものは行われない予定となっております。

それと、先ほど、プロポーザルの選考委員のメンバーなんですけれども、これは当組合の事務局長が委員長となりまして、両市市民環境部長と、朝霞市資源リサイクル課長、それから和光市の次長兼環境課長の5名で選考委員となって、プロポーザルを行っております。

以上です。

○石原 茂議長 続きまして、高野専門員。

○高野晴之施設課専門員 予定価格の内訳でございますが、お答えさせていただきます。

概略でお答えさせていただきます。

まず、大きく4つの業務区分がございますが、基本計画策定、またPFI等の導入可能性調査につきまして、内訳2,658万円、解体工事基本設計1,223万円、事業者選定支援業務3,712万円、費用対効果分析業務148万円、以上合わせまして業務価格が7,741万円、消費税含め8,515万1,000円となっております。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 漏れたものもあったので、もう一度ちょっと確認しておきますけれども、指名委員会に関してはつくっているんですか。指名での入札、落札がされているものももう既にありますけれども、今回の4月に3件、それをされているわけですけれども。いろいろ委員会だとか選考委員会だとか、先ほどガイドラインだとかおっしゃいましたけれども、その手のものもちゃんと公表するんですか。ホームページ上にちゃんと載せるなり、少なくとも我々にそれをちゃんと提示するなりしていただかないと、何の客観的なものもそれを担保できないと思いますけれども、その点確認したい。

それから、企画提案書の公開に関して、まだ濁したお答えしかされていないんですけども、私は先ほど実施要領の中に、一番最後の部分に、相手方が当然これ実施要領ですから、全て企業の側はそれを了解した上で企画提案されてきているわけですよ。その企画提案されてきている内容、市の側としては、企画提案に関する著作権は、基本的には提案者に帰属するけれども、契約候補者として特定された企画提案及び成果品の著作権については、組合に帰属すると、それを当然同意した上で、その企業はこの企画提案に参加しているわけですよ。選ばれたものに関しては組合に帰属したと。ですから、帰属した時点で、当然それは公表の対象、情報公開の対象になるでしょうと、そういうふうに私は確認したんですよ。それに関しては、何のお答えもされていないですよ。

そもそもそれを決めるんだって何だって、あなた方自分たちで決めるということ自体がおかしいのよ。本来は、情報公開担当がいて、情報公開担当がそれが必要か必要じゃないかというサジェスションをするのが本来ですよ。聞こえているのかな。もう一度、だから確認しておきますけれども、今後何かつくられるという、今回もつくられたものに関して、それは例えば事業者選定に関して、最初は秘匿するのはいいですよ。ただ、選定した後は当然公開されるんでしょうね。そのメンバーですよ。選定する前は、公開するといろいろな問題があるだろうけれども、選定した後は公開されるでしょう。そういった何らかきちんとした対応を取るかどうかの問題なのでね。全てにおいて。物事をやはり公明正大に進めていくというのは、ありとあらゆる部分に関してちゃんと我々に示す、いつでも何もやましいところはありませんと見せていただくのが筋でしょう。むしろ積極的にそちらから出していただくのが筋だと私は思いますよ。

こういう議会に、こういう節目に、私は基本計画の策定のプロポーザルが行われたと、ほぼ決定したということが報告があったわけだけでも、それを口頭で済ませるということ自体が私は議会軽視だと思いますよ。少なくとも市民参加のホームページ上でも早急に載せていていただければいけないと思いますけれども、また、公開の対象になるものに関しても、事業者寄りではなくて市民目線寄りで、ちゃんと対応していただきたいということを申し上げているわけです。その点に関して、もう一度再度確認をしておきます。

それからちょっと確認をしたいのは、この間、検討委員会以外でつくられた委員会とか選定委員会とか何があって、それは何かの要綱に基づいているのかどうか。それはちゃんと公開をされているのかどうか。今後つくられるものは何で、どんな委員会が立ち上げられるのかどうか。それに関してはどういう形で物事を進めていくのか。

いろいろと具体的な契約をした基本計画の内容に関しては今後のことなので、それはそれこそもうごく最近決まったばかりの事業者がこれから企画提案書を、私は内容としてはどんな企画提案をされているのかというのは非常に興味ありますので、早急に公開していただきたいと。情報公開で請求する以前に私はホームページ上でそれを公開していただきたいし、我々の手元にもそれが届くようにしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 まず、指名委員会につきましては、こちらの要綱では定めてございませぬが、内部会議ということで、ホームページには公表はしてございませぬ。企画提案書の件

なんですけれども、ちょっとこちらの意味合いの取り方が違っていました。当然、公文書の対象にはなりません。ただ、どのような開示内容になるかというのは、ちょっと今のところは御答弁はできません。

以上です。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それで、入札に関する要綱等を公表するかどうかという点なんですけれども、そこら辺は、例えば入札等業者選定委員会の要綱を公表してしまいますと、誰がメンバーかというのが分かってしまうわけですね。そうなってしまいますと、どうやってもこの職員に対して、業者からの入札参加への要望等をしてくる事業者というの中にはおりますので、そこら辺で、入札に関する要綱というのは、自治体によっても異なりますけれども、基本的にどういう基準で業者を選定しているのか、一般競争入札の入札参加要件というのはどうやっているかというのは、どちらかという公表している自治体のほうが少ないのかなという感覚ではおります。今後、他の自治体の例も参考にしながら、公表できるものについては公表をしていけるような方向性で考えていきたいと思えます。

あと、プロポーザルに関する資料等、あと議会への報告等という面なんですけれども、そもそも地方自治法で、金額だとかその種類によって議決事件となる契約もありますので、そこら辺については、丁寧に契約の結果等について説明していくようにすべきかなと考えておりますけれども、基本的にうちは組合ですから、やっている範囲は狭いので、その都度こういうプロポーザルの結果だとか入札の結果を組合議員さんのほうに報告するのもやぶさかではないんですけれども、例えばこれが構成市という考えでおりますと、様々な部署等がありますので、そこら辺の契約に関する資料を逐一報告するというのは、議員さんにとってもかなりの御負担かなというもございまして、そこら辺は、契約の金額だとかそこら辺も踏まえた中で、情報提供をしていきたいと考えております。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 すみません、先ほどちょっとスケジュールに関しての答弁が漏れていましたので、これを補足させていただきます。

令和3年度から令和4年度にかけて施設整備に必要となる各種調査業務、これを行います。測量、地質、土壌汚染等の調査、生活環境影響調査もこの中に入ります。この結果を踏まえて、建設検討委員会の中で検討を重ねて、施設整備の基本計画というものが出来上がります。その後、4年度の後半から令和5年度にかけて、事業者選定委員会を設置して、

これは落札決定基準や事業者提案の審査、提案者へのヒアリングなどを行った後、契約を行うという形になります。それと、事業者選考委員会のメンバーを公表できないという話でしたけれども、決定後は当然公表するものというふうに考えております。

以上です。

○田辺 淳議員 これまで委員会がどんなものが立ち上って。今後はその一つだけ。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 今まで立ち上がったものとしましては、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等支援事業者選考委員会、これは設置要綱を定めまして、今回の選考が行われました。

以上です。

○石原 茂議長 施設課専門員お願いします。

○高野晴之施設課専門員 施設課関係、事業の関係ということで申しますと、ただいま課長から答弁させていただきました先般行ったプロポの選考委員会がまずございました。今後につきましては、これも名称が似通っているのですが、ちょっと分かりにくいところもございますが、本体の整備運営事業を行うための事業者選定委員会、こちらにつきましては、建設検討委員会と同じように重要な事業である、選考であるというふうに考えておりますので、議案として、令和4年になってからだと思いますが、議会のほうに案を上程させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○石原 茂議長 以上で田辺議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○石原 茂議長 次に、日程第5、閉会中の継続審査についてお諮りします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定等について、次の議会の質疑質問について、議会に関する条例、規則、規定に関することについて、委員の選任に関することについて、その他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定し

ました。

◎閉議と閉会の宣告

○石原 茂議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、令和3年第2回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月10日

議 長 石 原 茂

署 名 議 員 駒 牧 容 子

署 名 議 員 猪 原 陽 輔